

2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 22,981,901株
 (3) 株主数 3,242名 (前期末比25名減)
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
東京大元持株会	1,064	4.87
株式会社三菱UFJ銀行	973	4.46
大阪大元持株会	755	3.46
有楽橋ビル株式会社	738	3.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	721	3.30
ダイダシに従業員持株会	720	3.30
三信株式会社	559	2.56
名古屋大元持株会	538	2.46
株式会社みずほ銀行	479	2.19
株式会社三井住友銀行	477	2.18

- (注) 1. 上記の他、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が「役員報酬B I P信託口」として保有する株式が150,000株あります。なお、上記も含めた当該株式871,600株は全て信託業務に係るものであります。
2. 当社は、自己株式1,166,396株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、自己株式には、役員報酬B I P信託口が保有する当社株式 (150,000株) は含んでおりません。
3. 持株比率は、自己株式1,166,396株を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長執行役員	北 野 晶 平	
代表取締役社長執行役員	藤 澤 一 郎	
代表取締役副社長執行役員	太 田 隆	
取締役 専 務 執 行 役 員	古 新 亮 英	西日本事業部長兼大阪本社代表
取締役 専 務 執 行 役 員	池 田 隆 之	中日本事業部長兼名古屋支社長
取締役 常 務 執 行 役 員	力 石 和 彦	東日本事業部長兼東京本社代表
取締役 執 行 役 員	亀 井 保 男	業務本部長
取 締 役	吉 田 宏	
取 締 役	松 原 文 雄	あすなろ法律事務所 弁護士 一般財団法人下水道事業支援センター理事長
取 締 役	河 野 浩 二	
常 勤 監 査 役	滝 谷 政 春	
常 勤 監 査 役	大 崎 秀 史	
監 査 役	佐 藤 郁 美	矢吹法律事務所 弁護士
監 査 役	西 内 義 充	

- (注) 1. 取締役 吉田宏氏、松原文雄氏及び河野浩二氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 滝谷政春氏、佐藤郁美氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 大崎秀史氏は、長年にわたり当社総務・経理部門で業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する十分な知見を有しています。
4. 2019年6月25日開催の第90回定時株主総会の終結の時をもって菅谷節氏は取締役を退任いたしました。
- 2020年3月31日をもって太田隆氏、古新亮英氏及び力石和彦氏は、取締役を辞任いたしました。
5. 2019年6月25日開催の第90回定時株主総会において、新たに河野浩二氏が取締役に、佐藤郁美氏が監査役に選任され、就任いたしました。
6. 当社は、取締役 吉田宏氏、取締役 松原文雄氏、取締役 河野浩二氏、監査役 滝谷政春氏、監査役 佐藤郁美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

7. 当事業年度末日後の取締役の地位・担当等の異動は以下のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
池 田 隆 之	取締役 専務執行役員 中日本事業部長兼名古屋支社長	取締役 専務執行役員 西日本事業部長兼大阪本社代表	2020年4月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役及び各監査役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

(単位：百万円)

		報酬等の総額	基本報酬	賞 与	株式報酬
取締役（社外取締役を除く）	8名	449	313	122	13
社外取締役	3名	41	41		
監査役（社外監査役を除く）	2名	28	28		
社外監査役	3名	30	30		

(4) 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社は役員の報酬等の額の決定に関する方針を以下のとおり定めております。

①取締役（社外取締役を除く）の報酬等

取締役（社外取締役を除く）の報酬等は、当社グループの目的を実現するためのインセンティブプランとして、以下を基本方針とする。

- ・会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性が高いものであること
- ・中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めるものであること
- ・株主との利益意識の共有や株主重視の経営意思を高めることを主眼としたものであること

この基本方針のもと、取締役（社外取締役を除く）の報酬等は、基本報酬、賞与及び株式報酬により構成しており、取締役の評価及び報酬の決定を公正かつ透明に行うため、指名報酬委員会の機能を担う独立役員会議の審議を経て決定しております。

②社外取締役及び監査役の報酬等

社外取締役及び監査役の報酬等については、経営の監督機能を高めるため、基本報酬のみ支給することとしております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役 松原文雄氏は、あすなろ法律事務所の所属弁護士、及び一般財団法人下水道事業支援センターの理事長であります。当社と当該事務所及び当該法人との間に特別な関係はありません。
- ・社外監査役 佐藤郁美氏は、矢吹法律事務所の所属弁護士であります。当社と当該事務所との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取 締 役	吉 田 宏	当事業年度開催の取締役会 16 回の全てに出席し、議案の審議に必要な発言を行っております。
取 締 役	松 原 文 雄	当事業年度開催の取締役会 16 回の全てに出席し、議案の審議に必要な発言を行っております。
取 締 役	河 野 浩 二	当事業年度開催の取締役会 16 回のうち2019年6月25日就任後の13回の全てに出席し、議案の審議に必要な発言を行っております。
常 勤 監 査 役	滝 谷 政 春	当事業年度開催の取締役会 16 回の全て、並びに監査役会 17 回の全てに出席し、必要に応じ、発言を行っております。
監 査 役	佐 藤 郁 美	当事業年度開催の取締役会 16 回のうち2019年6月25日就任後の13回、並びに監査役会 13 回の全てに出席し、必要に応じ、発言を行っております。

(注) 取締役 吉田宏氏、取締役 河野浩二氏、監査役 滝谷政春氏は、他の法人等との重要な兼職はありません。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

- | | |
|--|--------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等 | 6千3百万円 |
| ② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 6千4百万円 |

③ 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて検証し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、上記の金額に同意しました。

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項の解任事由に該当すると判断したときは、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任する方針です。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人の解任の旨及び理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

基本方針

当社は、コンプライアンスの徹底を図るため、取締役が法令及び定款に基づき職務の執行を行うとともに、業務が適正に遂行されることを確保するために、社内規程の整備をはじめとした体制の構築を行います。又、効率的で適法な体制とするために、適時見直しを行うことによりその改善を図ります。

整備状況

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・「企業倫理規程」において役職員一人ひとりが遵守すべき行動の原則、行動基準を規定し、その内容を記したカードを全役職員に携帯させ、コンプライアンスの周知徹底を図ります。
- ・コンプライアンスの理解と定着のために、定期的な社内広報、社内研修を行います。
- ・コンプライアンス違反に関する内部通報・相談窓口を設置し、報告、通報を受けた場合は、通報者の地位を確保するとともに、コンプライアンス委員会を開催し、通報内容に対し適切に対処します。
- ・独占禁止法その他の関係法令等を遵守した事業活動の徹底を図るため、コンプライアンス対策室を設置します。

(ア) コンプライアンス対策室は、本部、事業所から独立した会長直轄の組織とし、コンプライアンス委員会と連携しながら、コンプライアンス体制の強化と再発防止策等の推進のための企画、立案、実施を行います。

なお、実施した施策が有効に機能しているかの確認はコンプライアンス対策室が行います。

(イ) コンプライアンス対策室が行う企画、立案については、内容に応じ経営審議会で審議のうえ取締役会の決定により全社展開を実施します。

- ・外部専門家から構成される法令遵守支援委員会を設置します。
法令遵守支援委員会は、コンプライアンス対策室と密接な連携をとり、コンプライアンス対策室が実施する再発防止策や法令遵守のための啓発活動に対する専門的な支援を行います。
- ・内部監査部門による監査を定期的実施し、社内規程に沿って業務が行われていない場合は是正を行います。
- ・コンプライアンスに違反する事態が生じた場合には、就業規則に則り、厳格に処分します。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に基づき適切に保存及び管理します。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業経営に大きな影響を与える可能性のあるリスクの管理について、「リスクマネジメント規程」に基づき、損失を未然に防止し、又は最小限に抑え、再発防止に努めます。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役及び使用人の職務並びに業務分掌を、「職務権限規程」、「組織ならびに業務分掌規程」によって明確にし、適切に業務を行うとともに、重要な経営情報をすみやかに取締役会に付議、報告します。
- ・社長直轄の内部監査室が、会社の財産及び業務の遂行状況について適正性と効率性の観点から監査を実施するとともに、会社の内部統制の有効性についても検証及び評価を行い、その結果を社長及び取締役会に報告します。

⑤ 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ・当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

上記の体制については以下のとおりとする。

- ・当社は、経営理念の実現のため、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努めます。
- ・「関係会社管理規程」及び「ダイダングループ業務管理規程」において、子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への定期的な報告、当社取締役会での承認及び子会社の損失の危険の管理等、当社と子会社間の業務上の取扱事項を定め、必要な管理を行います。
- ・内部監査室が、子会社の財産並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行状況について、法令及び定款への適合状況、並びに効率性の観点から監査を実施し、その結果を当社の社長及び取締役会に報告するとともに、是正を行います。
- ・「ダイダングループ業務管理規程」において、子会社の経営の自主性を尊重するとともに、その経営改善に対して積極的に協力又は指導します。

⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要な人員を配置します。

⑦ 前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項

前号により監査役の職務を補助すべき者として配置された使用人の人事異動、人事評価については、監査役の事前の同意を得るものとします。

⑧ 当社の監査役の職務の執行を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき者として配置された使用人は、監査役の指揮命令に従うものとします。

⑨ 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

- ・ 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
- ・ 当社の子会社の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

上記の体制については以下のとおりとする。

- ・ 取締役及び使用人は、子会社を含む当社グループの業績に著しい影響を及ぼす事項、内部監査部門による監査の実施状況を、すみやかに監査役へ報告します。
- ・ 取締役会をはじめとする重要会議の決議事項及び報告事項については、監査役会で内容の検証が行えるよう、事前の資料提示に努めます。

⑩ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないものとします。

⑪ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の遂行上必要と認められる費用は、会社予算を計上するとともに、緊急・臨時に支出した費用は、会社に償還を請求することができることとします。

⑫ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役は、取締役会その他の重要会議に出席し、意思決定の過程及び業務の執行状況を監視する体制を確保します。
- ・ 監査役は、代表取締役、会計監査人と定期的に会合し、監査上の重要課題について意見交換を行います。
- ・ 監査役は、内部監査部門と連携を図り、効率的な監査を行います。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

基本方針

当社は、反社会的勢力に対して断固たる行動をとり、一切の関係を持たないことを基本方針としています。

整備状況

- ・ 「企業倫理規程」に行動基準として上記基本方針を明記し、役職員に、研修などを通じて、その遵守の徹底を図ります。
- ・ 工事下請負基本契約書に、暴力団などの反社会的勢力の実質的な関与があると認められる場合は契約を解除できる旨を記載し、工事施工段階における反社会的勢力の排除を徹底します。
- ・ 警察が主催する連絡会等に参加するなど、平素より外部の専門機関と連携を深め、反社会的勢力に関する情報を収集しています。
- ・ 万一、企業対象暴力による被害が発生した場合の報告体制や対策本部の設置等について「リスクマネジメント規程」に定めております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制についての運用状況は、以下のとおりです。

(取締役の職務の執行について)

取締役会は、2020年3月期に16回開催され、社外取締役を含む各取締役が出席しました。

(コンプライアンスに対する取り組み)

取締役会長を委員長とするコンプライアンス委員会は、2020年3月期に5回開催され、コンプライアンス活動の状況及び内部通報等の重要確認事項について、主管部署より報告を受けました。

当社では、毎年4月をコンプライアンス月間として定め、企業倫理規程の内容並びに独占禁止法その他関係法令等について、本部及び事業所で勉強会を実施し、その後全社員が誓約書を提出しました。

社内広報としては、コンプライアンス委員会がコンプライアンスニュースを2020年3月期に2回発行しました。

又、全役職員を対象とした弁護士によるコンプライアンスセミナーやeラーニングによるコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンスの徹底に取り組みました。

（内部監査の実施について）

内部監査室は内部検査規程及び内部統制監査規程に基づき、基本計画を策定し、社内各部署及び当社グループ会社の業務の遂行状況について、適正性と効率性の観点から定期的に監査を実施しました。

監査結果については、社長及び取締役会に報告を行っています。

（リスク管理体制について）

当社は、永続的に価値を提供し続けるために、リスクの顕在化を未然に防止し、顕在化したリスクを極小化するべくリスクマネジメント体制を構築しました。経済的損失及び社会的損失が発生した場合の経営への多大なる影響を想定し、報告及び対応のための管理手法、対策本部の設置に関する事項等について「リスクマネジメント規程」に定め、リスクマネジメント委員会を設置しています。又、会社の事業継続を可能とし、損失を最小限に抑えられるよう大規模災害の危機管理を目的として「事業継続計画」を定め、定期的に訓練（毎年9月）を行いました。

（監査役の監査体制について）

監査役は取締役会をはじめとする重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べ、意思決定の過程及び業務の執行状況を監視しました。

又、代表取締役、会計監査人と定期的に意見交換を行うとともに、内部監査部門と連携を保ちながら、監査の実効性を確保しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	94,114	流 動 負 債	51,629
現 金 及 び 預 金	21,643	支 払 手 形 ・ 工 事 未 払 金	20,668
受取手形・完成工事未収入金	59,071	電 子 記 録 債 務	10,721
電 子 記 録 債 権	10,817	短 期 借 入 金	3,735
未 成 工 事 支 出 金	455	未 払 法 人 税 等	2,119
そ の 他	2,134	未 成 工 事 受 入 金	1,027
貸 倒 引 当 金	△8	株 式 給 付 引 当 金	35
固 定 資 産	28,934	完 成 工 事 補 償 引 当 金	85
有 形 固 定 資 産	5,136	工 事 損 失 引 当 金	644
建 物 及 び 構 築 物	3,575	そ の 他	12,591
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	56	固 定 負 債	4,010
工 具 、 器 具 及 び 備 品	222	長 期 借 入 金	1,947
土 地	1,268	繰 延 税 金 負 債	752
建 設 仮 勘 定	13	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,291
無 形 固 定 資 産	335	海 外 投 資 損 失 引 当 金	7
投 資 そ の 他 の 資 産	23,462	長 期 未 払 金	5
投 資 有 価 証 券	14,443	そ の 他	5
退 職 給 付 に 係 る 資 産	7,632	負 債 合 計	55,639
そ の 他	1,558	(純資産の部)	
貸 倒 引 当 金	△170	株 主 資 本	62,837
資 産 合 計	123,049	資 本 金	4,479
		資 本 剰 余 金	4,837
		利 益 剰 余 金	55,857
		自 己 株 式	△2,336
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	4,362
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,134
		為 替 換 算 調 整 勘 定	33
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△804
		非 支 配 株 主 持 分	209
		純 資 産 合 計	67,409
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	123,049

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
完 成 工 事 高		169,229
完 成 工 事 原 価		148,172
完 成 工 事 総 利 益		21,056
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		11,993
営 業 利 益		9,063
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	9	
受 取 配 当 金	359	
不 動 産 賃 貸 料	34	
受 取 保 険 料	90	
そ の 他	3	497
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	124	
支 払 保 証 料	6	
為 替 差 損	128	
そ の 他	19	278
経 常 利 益		9,282
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	123	
関 係 会 社 清 算 益	70	194
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	78	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	51	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	124	255
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		9,222
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,148	
法 人 税 等 調 整 額	△333	2,815
当 期 純 利 益		6,406
非支配株主に帰属する当期純利益		6
親会社株主に帰属する当期純利益		6,399

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	4,479	4,809	51,412	△690	60,011
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△1,954		△1,954
親会社株主に帰属する当期純利益			6,399		6,399
自己株式の取得				△1,861	△1,861
自己株式の処分		87		216	303
連結子会社の増資による持分の増減		△60			△60
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	27	4,444	△1,645	2,826
当連結会計年度末残高	4,479	4,837	55,857	△2,336	62,837

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	6,172	22	10	6,205	172	66,390
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△1,954
親会社株主に帰属する当期純利益						6,399
自己株式の取得						△1,861
自己株式の処分						303
連結子会社の増資による持分の増減						△60
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△1,038	10	△815	△1,843	36	△1,806
当連結会計年度変動額合計	△1,038	10	△815	△1,843	36	1,019
当連結会計年度末残高	5,134	33	△804	4,362	209	67,409

連結注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

ダイダンサービス関東(株)、ダイダンサービス関西(株)、DAI-DAN (THAILAND) CO.,LTD.

(2) 非連結子会社の数 7社

非連結子会社の名称

大電工事(株)、岡山大電設備(株)、九州大電設備(株)、熊本大電設備(株)、

(株)ディー・エス・アイ、MERINO O.D.D.SDN.BHD.、セラボヘルスケアサービス(株)

なお、セラボヘルスケアサービス(株)は、2020年2月に設立したものです。

また、従来、非連結子会社でありましたPFI京都スクールアメニティ(株)につきましては、顧客とのPFI事業の契約満了に伴い、2019年9月に清算終了いたしました。

(3) 非連結子会社について連結の範囲から除いた理由

総資産、完成工事高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称

大電工事(株)、岡山大電設備(株)、九州大電設備(株)、熊本大電設備(株)、

(株)ディー・エス・アイ、MERINO O.D.D.SDN.BHD.、セラボヘルスケアサービス(株)

(3) 持分法を適用しない理由

当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、DAI-DAN (THAILAND) CO.,LTD.の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

 その他有価証券

 時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

 時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

②棚卸資産

 未成工事支出金

個別法に基づく原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

 当社及び国内連結子会社

 建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物

定額法

 その他

定率法

 在外連結子会社

定額法

 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

 建物・構築物 15～50年

②無形固定資産

定額法

 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

完成工事未収入金、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②株式給付引当金

株式報酬規程に基づく取締役等への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込み額を計上しております。

③完成工事補償引当金

完成工事に対する瑕疵担保の費用に備えるため、補償対象工事に対し、過去の実績を基礎に将来の補償見込を加味して計上しております。

④工事損失引当金

手持受注工事の将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、その損失見積額を計上しております。

⑤海外投資損失引当金

海外事業等の整理に向けて、今後発生すると見込まれる損失に備えるため、所要見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積は原価比例法）、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

②消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 4,243百万円
2. 担保に供している資産
下記の資産を P F I 事業を営む当社出資会社の借入金に対する担保に供しております。
投資有価証券 10百万円
また、下記の資産を連結子会社の仕入債務履行保証金として担保に供しております。
定期預金 27百万円
3. 偶発債務
下記の連結子会社の出資者に対し、当該出資額について損失保証を行っております。
DAI-DAN (THAILAND) CO.,LTD. 33百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

22,981,901株

2. 配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,069	48.00	2019年3月31日	2019年6月26日
2019年11月7日 取締役会	普通株式	884	40.00	2019年9月30日	2019年12月2日
計		1,954	88.00		

3. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,090	50.00	2020年3月31日	2020年6月29日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

営業循環取引から生じる受取手形及び電子記録債権の決済、並びに完成工事未収入金の回収による資金を運転資金の基礎とし、必要に応じ金融機関から資金の借入れを行っております。

投資有価証券の取得については、原則として、業務上の関係を有する企業の株式の取得に限っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形・完成工事未収入金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形・工事未払金及び電子記録債務は、そのほとんどが、短期の支払期日によっております。

また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債務は為替の変動リスクに晒されておりますが、常に営業債権の範囲内で推移しております。

借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されておりますが、返済期日は決算日後3年以内となっております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程のもと信用リスクを認識し、取引相手の債権残高は、与信限度枠の範囲内で管理しております。

各地域の事業所では毎月取引相手ごとに債権残高及び債権残高の推移予想を営業本部へ報告することによってその残高を把握するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念については、早期把握を行うことにより、そのリスクを軽減するべく措置を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建債権債務に係る為替の変動リスクは通貨別に区分し、継続的に把握しております。

支払金利の変動リスクは、借入金に適用される金利の種類別に区分し、継続的に把握しております。

投資有価証券については、市況や発行体（取引先企業）との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に関する流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各地域の事業所において毎月、入金及び支出の情報をもとに資金繰計画を作成するとともに、業務本部において常時、手許流動性を維持することによって管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額を用いております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	21,643	21,643	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金	59,071	59,052	△19
(3) 電子記録債権	10,817	10,817	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	13,251	13,251	—
資 産 計	104,784	104,765	△19
(1) 支払手形・工事未払金	20,668	20,668	—
(2) 電子記録債務	10,721	10,721	—
(3) 短期借入金	1,900	1,900	—
(4) 長期借入金（※）	3,783	3,783	0
負 債 計	37,073	37,073	0

（※） 1年内返済予定の長期借入金1,835百万円は長期借入金に含めております。

（注） 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

預金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形・完成工事未収入金及び (3) 電子記録債権

受取手形及び電子記録債権は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。完成工事未収入金の時価の算定は、一定の期間ごとに区分した債権の将来キャッシュ・フローを取引相手の信用リスクを考慮した利率で割り引いた現在価値によっております。

(4) 投資有価証券

この時価については、取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形・工事未払金、(2) 電子記録債務及び(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

時価の算定は、元利金の合計額を、同様の新規借入を当連結会計年度末日に行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	1,191

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

当社では、大阪市その他の地域において、賃貸用不動産を有しております。2020年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、25百万円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び期末時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額 (百万円)			期末時価 (百万円)
期首残高	期中増減額	期末残高	
371	△0	370	1,693

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額であります。

2. 期中増減額のうち、減少額0百万円は、減価償却費の計上によるものであります。

3. 期末時価は、社外の調査機関による不動産鑑定評価基準に準じた方法に基づく金額であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産	3,101円72銭
1株当たり当期純利益	291円29銭

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	92,853	流 動 負 債	51,211
現金及び預金	20,731	支払手形	1,062
受取手形	1,569	電子記録債権	10,721
電子記録債権	10,817	工事未払金	19,275
完成工事未収入金	57,172	短期借入金	1,900
未成工事支出金	480	1年内返済予定の長期借入金	1,835
前払費用	11	払手形	617
立替金	1,150	未払費用	4,556
その他の	926	未払法人税等	2,099
貸倒引当金	△7	未払消費税等	500
固 定 資 産	30,231	未成工事受入金	1,020
有 形 固 定 資 産	5,127	従業員預り金	6,041
建物及び構築物	3,575	株式給付引当金	815
機械及び運搬具	52	完成工事補償引当金	35
工具、器具及び備品	218	工事損失引当金	84
土地	1,268	その他	644
建設仮勘定	13	固 定 負 債	4,308
無 形 固 定 資 産	332	長期借入金	1,947
ソフトウェア	294	繰延税金負債	1,112
その他	38	退職給付引当金	1,229
投資その他の資産	24,772	海外投資損失引当金	7
投資有価証券	14,295	長期未払金	5
関係会社株式	450	その他	5
従業員に対する長期貸付金	1	負 債 合 計	55,520
差入保証金	690	(純資産の部)	
長期保険掛金	58	株 主 資 本	62,431
破産更生債権等	23	資本剰余金	4,479
前払年金費用	8,743	資本準備金	4,897
ゴルフ会員権	586	資本準備金	4,716
その他	90	その他資本剰余金	181
貸倒引当金	△169	利益剰余金	55,390
資 産 合 計	123,085	利益準備金	1,119
		その他利益剰余金	54,270
		固定資産圧縮積立金	41
		別途積立金	29,720
		繰越利益剰余金	24,509
		自己株式	△2,336
		評価・換算差額等	5,134
		その他有価証券評価差額金	5,134
		純 資 産 合 計	67,565
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	123,085

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
完 成 工 事 高		167,245
完 成 工 事 原 価		146,484
完 成 工 事 総 利 益		20,761
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		11,792
営 業 利 益		8,969
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	7	
受 取 配 当 金	359	
不 動 産 賃 貸 料	34	
受 取 保 険 料	90	
そ の 他	3	494
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	124	
支 払 保 証 料	6	
為 替 差 損	125	
そ の 他	19	275
経 常 利 益		9,188
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	123	
関 係 会 社 清 算 益	70	194
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	78	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	51	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	124	255
税 引 前 当 期 純 利 益		9,127
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,119	
法 人 税 等 調 整 額	△332	2,786
当 期 純 利 益		6,341

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金						
当 期 首 残 高	4,479	4,716	93	4,809	1,119	44	29,720	20,119	51,003
当 期 変 動 額									
積 立 金 の 取 崩						△3		3	－
剰 余 金 の 配 当								△1,954	△1,954
当 期 純 利 益								6,341	6,341
自 己 株 式 の 取 得									
自 己 株 式 の 処 分			87	87					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当 期 変 動 額 合 計	－	－	87	87	－	△3	－	4,390	4,386
当 期 末 残 高	4,479	4,716	181	4,897	1,119	41	29,720	24,509	55,390

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△690	59,602	6,172	6,172	65,775
当 期 変 動 額					
積 立 金 の 取 崩		－			－
剰 余 金 の 配 当		△1,954			△1,954
当 期 純 利 益		6,341			6,341
自 己 株 式 の 取 得	△1,861	△1,861			△1,861
自 己 株 式 の 処 分	216	303			303
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△1,038	△1,038	△1,038
当 期 変 動 額 合 計	△1,645	2,828	△1,038	△1,038	1,790
当 期 末 残 高	△2,336	62,431	5,134	5,134	67,565

個別注記表

（継続企業の前提に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法

其他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

（2）棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金

個別法に基づく原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物

定額法

その他

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物 15～50年

（2）無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

完成工事未収入金、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 株式給付引当金

株式報酬規程に基づく取締役等への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込み額を計上しております。

(3) 完成工事補償引当金

完成工事に対する瑕疵担保の費用に備えるため、補償対象工事に対し、過去の実績を基礎に将来の補償見込を加味して計上しております。

(4) 工事損失引当金

手持受注工事の将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、その損失見積額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(6) 海外投資損失引当金

海外事業等の整理に向けて、今後発生すると見込まれる損失に備えるため、所要見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積は原価比例法）、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|---|----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 4,195百万円 |
| 2. 担保に供している資産 | |
| 下記の資産を P F I 事業を営む当社出資会社の借入金に対する担保に供しております。 | |
| 投資有価証券 | 10百万円 |
| 3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| 短期金銭債権 | 37百万円 |
| 長期金銭債権 | 21百万円 |
| 短期金銭債務 | 137百万円 |
| 4. 偶発債務 | |
| 下記の関係会社の出資者に対し、当該出資額について損失保証を行っております。 | |
| DAI-DAN (THAILAND) CO.,LTD. | 33百万円 |

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

完成工事高	63百万円
営業費用	1,438百万円
営業取引以外の取引高	0百万円

2. 完成工事高の注記

工事進行基準による完成工事高（未完成工事に係るもの）は、51,399百万円であります。

3. 完成工事原価の注記

完成工事原価には工事損失引当金繰入額601百万円が含まれております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（千株）	690	775	150	1,316

（注）当事業年度末の自己株式数には、役員報酬ＢＩＰ信託が保有する当社株式が150千株が含まれております。

(変動事由)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加	625千株
役員報酬ＢＩＰ信託の当社株式の取得による増加	150千株
単元未満株式の買取請求による増加	0千株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

役員報酬ＢＩＰ信託への当社株式の処分による減少	150千株
-------------------------	-------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

(繰延税金資産)	
未払賞与	1,112
退職給付引当金	371
工事損失引当金	197
未払事業税	131
未払法定福利費	129
工事未払金	84
減価償却累計額	54
貸倒引当金	53
ゴルフ会員権等	53
未収収益	50
完成工事補償引当金	35
株式給付引当金	10
その他	98
繰延税金資産小計	2,383
評価性引当額	△148
繰延税金資産合計	2,234
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△2,265
退職給付信託設定益	△1,053
固定資産圧縮積立金	△22
その他	△6
繰延税金負債合計	△3,347
繰延税金資産の純額	△1,112

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産	3,118円56銭
1株当たり当期純利益	288円65銭

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

ダイダン株式会社
取締役会 御中

2020年5月8日

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 文 倉 辰 永 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 高 尾 英 明 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイダン株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイダン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

ダイダン株式会社
取締役会 御中

2020年5月8日

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 文 倉 辰 永 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 高 尾 英 明 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイダン株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第91期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月13日

ダイダン株式会社 監査役会

監査役（常勤）	滝谷政春	㊞
監査役（常勤）	大崎秀史	㊞
監査役	西内義充	㊞
監査役	佐藤郁美	㊞

（注）監査役滝谷政春及び監査役佐藤郁美は、社外監査役であります。

以 上

[illegible]

[illegible]

株主総会会場ご案内図

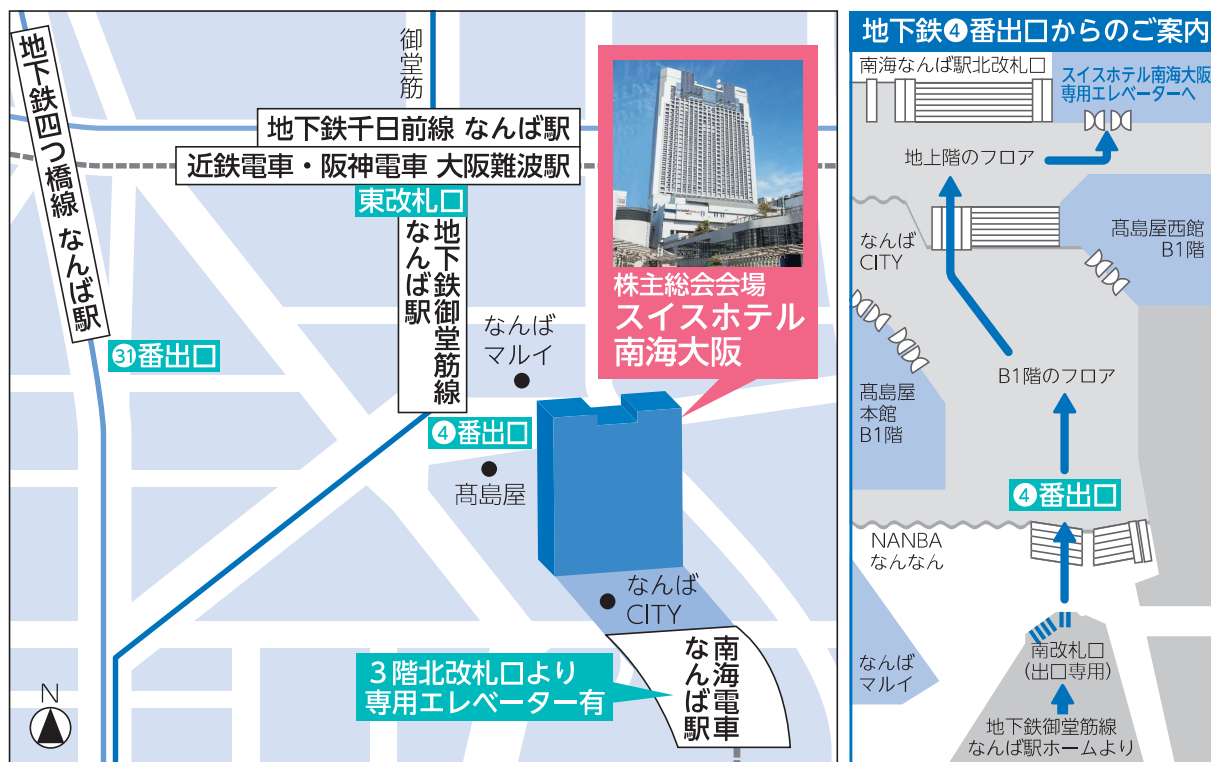
会場

大阪市中央区難波五丁目1番60号

スイスホテル南海大阪 8階「浪華」の間

電話 (06) 6646-1111 (代表)

会場が前回と異なっておりますので、お間違いのないようご注意ください。



- ▶ 地下鉄御堂筋線「なんば駅」 4番出口を出てすぐ
- ▶ 地下鉄千日前線「なんば駅」 4番出口を出てすぐ
- ▶ 地下鉄四つ橋線「なんば駅」 31番出口を出て徒歩約10分
- ▶ 近鉄電車・阪神電車「大阪難波駅」 東改札口を出て徒歩約10分
- ▶ 南海電車「なんば駅」 直結 (3階北改札口よりホテルエレベーターまたはエスカレーター有)

※専用エレベーターでは6階までお越しいただけます。8階まではエスカレーター又はエレベーターにお乗り換えのうえお越しく下さい。

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。